

福岡県公報

平成23年5月13日
第3253号

目次

告示 (第838号 - 第846号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3

公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	4
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
○落札者等の公示	(税務課)	8
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	8
○落札者等の公示	(税務課)	8
○落札者等の公示	(システム管理課)	9
○落札者等の公示	(システム管理課)	9

公安委員会

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活環境課)	10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	10

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	11
○少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	11
再 掲		
○災害に伴う県税の期限の延長に係る指定地域の改正及び地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日	(税務課)	12

告示

福岡県告示第838号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑前町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
夜須都市計画公園事業6・4・1号筑前町多目的運動公園
- 3 事業施行期間
平成23年5月13日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡県朝倉郡筑前町下高場字小隈地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第839号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
伝達性海綿状脳症 (スクレイピー)	めん羊	患畜	1頭	福岡市	23.4.14

福岡県告示第840号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市美鈴が丘5丁目23番34から23番43まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吹上野線	前	小郡市井上1229番5先から 小郡市上岩田1324番1先まで	5.1 ～ 12.0	343.0

前	小郡市井上1229番5先から 小郡市上岩田1324番1先まで	9.0 ～ 43.0	343.0
後	小郡市井上1239番7先から 小郡市上岩田1324番1先まで	4.4 ～ 12.0	330.0
後	小郡市井上1239番7先から 小郡市上岩田1324番1先まで	9.0 ～ 41.4	343.0

福岡県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	500号	前	小郡市上岩田1270番3先から 小郡市上岩田1318番先まで	11.8 ～ 49.6	62.0
			後	小郡市上岩田1270番3先から 小郡市上岩田1318番先まで	11.8 ～ 43.0	62.0

福岡県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	米多比谷山線 古賀	前	古賀市今在家150番2先から 古賀市今在家154番2先まで	10.2 ～ 10.4	69.9
			後	古賀市今在家150番2先から 古賀市今在家154番2先まで	10.2 ～ 13.0	69.9

福岡県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚福岡線	若宮市宮田1852番1先から 若宮市宮田1567番3先まで

福岡県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬十文字小郡線	前	朝倉市桑原375番4先から 朝倉市桑原545番1先まで	4.5 ～ 13.5	329.0
			前	朝倉市桑原375番4先から 朝倉市桑原545番1先まで	10.2 ～ 24.0	279.5
			後	朝倉市桑原375番4先から 朝倉市桑原545番1先まで	4.5 ～ 13.5	329.0
			後	朝倉市桑原375番4先から 朝倉市桑原545番1先まで	10.2 ～ 24.0	279.5
飯塚	県道	千手築稲線	前	嘉麻市千手1730番4先から 嘉麻市千手1710番1先まで	10.0 ～ 33.5	293.0
			後	嘉麻市千手1730番4先から 嘉麻市千手1710番1先まで	10.0 ～ 39.0	297.0
飯塚	県道	小竹田線	前	鞍手郡小竹町大字勝野2181番 8先から 飯塚市口原1582番5先まで	12.2 ～ 13.8	92.6
			後	鞍手郡小竹町大字勝野2181番 8先から 飯塚市口原1582番5先まで	12.2 ～ 13.8	92.6

福岡県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬十文字小郡線	朝倉市桑原375番4先から 朝倉市桑原545番1先まで

飯塚	小竹線 颯田線	鞍手郡小竹町大字勝野2181番8先から 飯塚市口原1582番5先まで
----	------------	---------------------------------------

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転者管理システム用端末機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年6月1日（水）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

運転者管理用システム用端末機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年6月22日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期

間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成23年5月13日（金）から平成23年6月21日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成23年6月22日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成23年6月23日（木）午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

Lease contract for Driver Information Administration System computer terminals

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on June 22, 2011

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
Address: 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku
Fukuoka City 812-8576 Japan
Telephone: 092-641-4141 (Ext. 2244)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務電算処理システム運用管理等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社BCC
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松2丁目12番19号
- 5 契約金額
46,378,720 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第214回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 日時
平成23年6月2日 午前10時00分
- 2 会場
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎6階603A会議室
- 3 予定議案
飯塚都市計画都市計画区域の変更（福岡県指定）について
飯塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
小竹都市計画都市計画区域の変更（福岡県指定）について
小竹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
筑後都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- 4 審議会の公開
本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社福岡銀行
 - (2) 住所
福岡市中央区天神2丁目13番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,410,140円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

253,575,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月13日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

電子調達システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝ソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,070,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第127号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成23年5月13日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所

日	時	場 所
平成23年6月14日（火） 11：00～14：00（原則）	平成23年11月8日（火） 11：00～14：00（原則）	福岡県筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場
平成23年7月12日（火） 11：00～14：00（原則）	平成23年12月13日（火） 11：00～14：00（原則）	
平成23年8月9日（火） 11：00～14：00（原則）	平成24年1月10日（火） 11：00～14：00（原則）	

平成23年9月13日（火） 11：00～14：00（原則）	平成24年2月14日（火） 11：00～14：00（原則）
平成23年10月11日（火） 11：00～14：00（原則）	平成24年3月13日（火） 11：00～14：00（原則）

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 講習の使用銃種、射撃方式及び受講可能人数

使用銃種	射撃方式	受講可能人数
大口徑ライフル銃	大口徑ライフル銃等射撃	6名
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
散弾銃	スキート射撃	6名
	トラップ射撃	

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第128号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年5月13日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年6月23日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第129号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年5月13日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成23年6月16日（木） 13:00～16:00	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成23年6月21日（火） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成23年6月22日（水） 13:30～16:30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第130号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成23年5月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成23年5月13日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
柳田 豊	092-847-0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
奥 蘭 孝	093-861-0110 戸畑警察署（少年係）	戸畑警察署の管轄区域
向 井 浩 義	093-645-0110 八幡西警察署（少年係）	八幡西警察署の管轄区域
江 本 満	0930-24-5110 行橋警察署（少年係）	行橋警察署の管轄区域
高 倉 演 世	0949-22-0110 直方警察署（少年係）	直方警察署の管轄区域
越 智 一 幸		
田 丸 米 藏	0947-42-0110 田川警察署（少年係）	田川警察署の管轄区域

再 掲

災害に伴う県税の期限の延長に係る指定地域の改正及び地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日

福岡県広告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第788号の2

災害に伴う県税の期限の延長（平成23年4月福岡県告示第653号。以下「告示第653号」という。）の指定地域の一部を次のように改正する。

また、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、告

示第653号において別に定める告示で定めることとされている期日のうち、納税者の住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、主たる事務所又は事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から同年5月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

平成23年4月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 告示第653号の指定地域の改正

「千葉県美浜区

旭市

表指定地域の欄中「旭市」を 習志野市 に改める。

我孫子市

浦安市」

2 期日を指定する地域

都道府県名	指定地域
千葉県	千葉県美浜区 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町